

○ 北九州市自治基本条例に関連する主な制度等の運用状況

第1章 総則（第1条—第5条）

- 第1条（目的）
- 第2条（条例の位置付け）
- 第3条（定義）
- 第4条（基本理念）
- 第5条（自治の基本原則）

第2回委員会でご議論いただく部分

第2章 市民（第6条—第9条）

- 第6条（市民の権利）
- 第7条（子どもの自治へのかかわり）
 - 「北九州市自治基本条例」中学生向け副読本の作成
- 第8条（市民の責務）
- 第9条（事業者の責務）
 - 有資格業者の登録における社会的責任・社会貢献の評価の実施
 - 企業等との連携
 - 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援
 - 北九州の企業人による小学校応援団

第3章 議会（第10条—第12条）

- 第10条（議会の基本的役割）
- 第11条（議会運営）
- 第12条（議員の責務）
 - 定例会等の開催、請願・陳情の処理、意見書の発出
 - 北九州市議会基本条例、議員提案による条例の制定
 - 議会改革協議会、議会報告会の開催
 - 市議会だよりによる広報

第4章 市長等（第13条・第14条）

- 第13条（市長等の役割及び責務）
- 第14条（職員の役割及び責務）
 - 北九州市人材育成基本方針の運用
 - 職員研修の実施

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則（第15条—第21条）

- 第15条（計画的な行政運営）
 - 北九州市基本構想・基本計画『「元気発進！北九州」プラン』の策定
 - 行政分野別計画の策定、北九州市行財政改革大綱の策定
- 第16条（法務）
 - 条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針の策定
 - 国・県からの権限移譲に伴う条例改正
 - 訴訟等への対応
- 第17条（財政運営）
 - 北九州市行財政改革大綱の策定
 - わかりやすい北九州市の財政の発行、市政だより等を活用した予算・決算情報の提供
 - 予算編成過程の公開
- 第18条（行政評価）
 - 北九州市行政評価システムの運用

第19条（付属機関の委員等の選任）

- 付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱の運用
- 付属機関及び市政運営上の会合への女性委員参画促進要綱の運用

第20条（苦情等へ対応するための仕組み）

- 市民のこえ、市政提案箱、市長への手紙
- 保健福祉オンブズパーソン

第21条（情報共有の仕組み）

- 北九州市情報公開条例、北九州市個人情報保護条例の運用
- 北九州市の保有する情報の提供及び公表に関する事務取扱要綱の運用
- 市政だより、市政テレビ・ラジオ、市ホームページ等による情報提供
- ソーシャルメディアを利用した情報発信
- パブリシティ活動

第2節 市政への市民参画（第22条—第25条）

第22条（市民参画の制度の整備）

- 市民のこえ、市政提案箱、市長への手紙
- タウンミーティング、市長と気軽にランチタイム、区長懇話会、出前講演、出前トーク
- 市民意識調査、市政モニター

第23条（パブリックコメント手続）

- 北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱の運用

第24条（市民の意見及び提案）

- <第22条・第23条に同じ>

第25条（住民投票）

- 実績なし

第3回委員会でご議論いただく部分

第6章 コミュニティ（第26条・第27条）

第26条（コミュニティの活動のあり方）

第27条（コミュニティへの支援等）

- 区コミュニティ支援課の設置
- 自治会・町内会活性化事業、地域総括補助金
- コミュニティ活動促進事業、地域カルテづくり事業
- まちづくりステップアップ事業
- 市民センターの整備、管理運営
- 協働のあり方に関する基本指針の策定
- NPO・ボランティア活動促進事業
- 「NPOとの協働によるまちづくり」人材育成事業
- NPO公益活動支援事業

第7章 国、他の地方公共団体等との関係（第28条）

第28条（国、他の地方公共団体等との関係）

- 国・県への提案活動
- 市長会の活動
- 国内外の都市との交流、連携及び協力

第8章 条例の見直し（第29条）

第29条（条例の見直し）

- 「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」で調査審議中